

# 真福寺本「尾張国解文」の対句表現について

——文章構成との関連において——

西村 浩子

## 目次

はじめに

一、「尾張国解文」における対句表現の割合

(1) 対句の認定

(2) 対句表現の割合

二、「尾張国解文」における対句表現の種類

(1) 対句の種類

(2) 対句表現の種類

三、平安時代の他の解文における対句表現の割合

四、平安時代の他の解文における対句表現の種類

五、「尾張国解文」における対句表現と文章構成との関連について

結びにかえて

## はじめに

「尾張国郡司百姓等解」（通称「尾張国解文」）は、永延二年（九八八）に尾張国の郡司百姓等が、国司藤原元命の改任を

要求して太政官に提出した解文である。その内容は、三十一ヶ条に亙つて国司元命やその息子頼方等の横暴・非道な振舞の詳細を列挙したものである。

本解文は、平安時代の解文群の中でも、文章量の多さにおいて一際抜きん出ており、『新修稻沢市史』の「解説」(四一頁)によれば、「三一箇条の主張は、通常の訴状三一通に匹敵する」とも言われている。この文章量の多さを誇る「尾張国解文」では、三十一ヶ条並びに後文のすべての条において対句が駆使され、しかも、中国の古典籍に典拠を持つ語句が散見する。吉村茂樹氏は、その文章について、「この解文の修辭は実にすぐれていて、いわゆる四六駢儷体の立派な漢文句調」の「名文」であると評され、阿部猛博士も「かなり豊富な知識を前提とした『名文』である」と評されている。

しかしながら、今日まで、「名文」であるとの指摘が行われるに留まり、「名文」を支える「対句」については詳しく言及されることはなかったようである。

そこで、本稿では、「尾張国解文」の文体研究の一階梯として、本解文の対句表現の割合とその種類を明らかにし、さらに、かつて検討を試みた解文の文章構成と、この対句表現との間に関連が存するか否かを検討したいと考える。

尚、他文献における対句表現の種類・割合については、山本真吾氏が平安時代の表白文を調査され、通時的視点から<sup>(4)</sup>の論考を発表されている。氏は表白文の対句表現を『作文大躰』(天理図書館蔵)の分類規準に従つて分類され、表白文一篇当たりの各種対句の配合が、時代とともに一句の字数の多い句の占める割合が高くなることを明らかにされた。本稿での対句表現の種類の分類方法も、氏の採られた方法を踏まえ、概ね『作文大躰』に従うこととする。

## 一、「尾張国解文」における対句表現の割合

### (1) 対句の認定

真福寺本「尾張国解文」の対句表現について

対句とは、基本的に、繰り返される句の字数が同じであつて個々の文字の意味的対応関係があるもの、即ち、音節面・内容面共に対偶をなす句の繰り返しを指すものである。<sup>(5)</sup>

「尾張国解文」の対句表現の中には、音節面・内容面共に対偶をなす例の他に、わずかではあるが次の如き例も見られる。

① 在京之日 揚名於上官長

追承之時 交情於下烈 (第三十条)

② 郎從之徒 如雲散滿於部内

屠會之類 如蜂移住<sub>於</sub>府邊 (第一条)

①の例では、「長」と対偶をなす文字が第四句に認められず、この文字が存するが為に音節面での対偶が乱れている。また、この「長」は「尾張国解文」の諸本のうち、正中二年書写の真福寺本のみに見られ、他本には見られないようである。<sup>(6)</sup> よつて、この場合は、「長」字は一応除外して考えることにする。

②の例は、①とは反対に、第四句にあつて然るべき「於」字が存しない為に、音節面での対偶が乱れた例である。諸本のうち、「於」字が存するのは一本(内閣文庫蔵本・和字講談所旧蔵)であるが、この場合は、当然存在すべき文字であつて、「於」字を補うことにより音節面での対偶の乱れは解消される。よつてここでは、不足字を補う形で考えることにする。

此の如く、余剰字、或いは不足字については、除外、補足の処理をして対句表現と認定することにした。

## (2) 対句表現の割合

まず始めに、「尾張国解文」における対句表現の割合を各条毎に調査した。調査方法は、一条内の総句数と対句を構成している句数(対句構成句数)を求め、総句数に対する対句構成句数の占める割合(%)を算出するという方法を採用した。

一句の認定は、『作文大躰』の「筆大躰」の文例を参考とした。<sup>(7)</sup>

例として、第二十六条を掲げる。調査対象本文は、「」で括った範囲である。

一 請被裁定 守元命朝臣依無廳務難通郡司百姓愁事

「右國宰之吏／是既分優之職／屢巡檢部内／常須問風俗／然而守元命朝臣／專營京洛之世途／無優黎元之愁苦／忝有國宰之階／猶不異夷狄讎敵／爲政之日／廳頭不挺首／致愁之時／館後猶秘身／參集之人者暗聞音罷還／郎從之輩者合眼恪勤／窓入藏形／常稱在京／門外立札／頻号物忘／因之郡司百姓／朝擎簡來／夕懷愁還／通夜終日／積歎爲愁／昔作何罪報／今會此國宰／嗚呼將來吏／豈積習之哉」<sup>(8)</sup>望請／被裁斷／以早慰胸意矣」

斜線を入れた箇所が一句毎の区切れであり、本文の右横に傍線を付した箇所が対句表現となっているところである。

この第二十六条の総句数は三十三句であり、うち対句構成総句数は、二十四句である。よって、総句数に対する対句構成総句数の割合は、六九・七％となる。(小数第二位以下四捨五入)

その他の条においても同様の処理を行い、その結果をまとめたものが表1である。

表1

条番号	総句数	対句構成総句数	割合(%)
①	54	32 (3)	59.3
②	13	10 (2)	76.9
③	44	26 (2)	59.1
④	24	14	58.3
⑤	51	18	35.3
⑥	32	14	43.8
⑦	41	16	39.0
⑧	36	26	72.2
⑨	42	23 (3)	54.8
⑩	33	26 (2)	78.8
⑪	31	20	64.5
⑫	32	16 (2)	50.0
⑬	28	18	64.3
⑭	34	18 (1)	52.9
⑮	31	29 (5)	93.5
⑯	77	41	53.2

割合 (%)	対句構成 総句数	総句数	条番号
57.9	11 (1)	19	⑰
51.5	17 (3)	33	⑱
68.6	24	35	⑲
75.0	18	24	⑳
80.0	20 (4)	25	㉑
41.2	14	34	㉒
78.1	25 (3)	32	㉓
68.0	34	50	㉔
97.1	34 (2)	35	㉕
72.7	24	33	㉖
56.8	25 (1)	44	㉗
30.3	10	33	㉘
60.0	18	30	㉙
69.6	32	46	㉚
54.3	25 (2)	46	㉛
77.6	38	49	㉜
61.0	714	1,171	計

対句構成総句数は、当句対も含めた延べ対句数で示してある。<sup>(8)</sup> 当句対の数は( )で括って示した。なお、当句対とは、一句それ自体の中で対偶を構成する対句である。

表1によれば、対句表現の割合が最も高いのは第二十五条であり、その値は、九七・一%もの高率を占める。逆に対句表現の割合が最も低いのは第二十八条で、三〇・三%である。全体を平均すると、「尾張国解文」は、一条あたり六一・〇%の割合で対句表現が用いられていることになる。

## 二、「尾張国解文」における対句表現の種類

次に、本解文の対句表現の種類を見ることにする。

### (1) 対句の種類

対句の分類に関しては、先にも触れた如く山本真吾氏の採用された方法を<sup>(9)</sup>ふまえつつ分類を行っている。対句の種類やその名称は、氏の論考に詳しく掲げられているが、ここでも説明の都合上掲げておく。

対句は句の配置の関係から、「一句それ自体の中で対偶を構成する」当句対、「前後二句よりなる」単句対、「第二句と

第四句の如く、句を隔てて対する「隔句対」、「三句が対する」三句対、「対応する二句の間に二句以上を隔てる」長偶対等の種類が存する。<sup>(10)</sup>『作文大躰』によれば、単句対、隔句対は、一句の字数によってさらに類別される。当句対の中では、一句の字数が三字、四字、五字以上から成るものを、それぞれ壯句、緊句、長句となす。隔句対の中では、第一句、第三句を上句、第二句と第四句を下句とすると、上句と下句の字数により、上句四字、下句六字を二回繰り返すものを輕隔句、上句六字下句四字を繰り返すものを重隔句、上句三字下句は特定せず、二回繰り返すものを疎隔句、上句五字以上下句六字以上か、又は上句は特定せず、下句三字を二回繰り返すものを密隔句、上下ともに四字又は五字を二回繰り返すものを平隔句、上句四字下句五、七、八字、又は下句四字上句六、五、七、八字を二回繰り返すものを雜隔句<sup>(11)</sup>となしている。

(2) 対句表現の種類

本解文の対句をこの分類に従って類別し、条毎にその用例数をまとめると表2の如くなる。(本表は、対句の種類数の多い順番にまとめて並べている。)

表2

⑭	⑩	③	⑫	条番号
1	2	2	6	当句
1				壯句
2	1	1	1	緊句
2	4	5	4	長句
		1		輕隔句
1			2	重隔句
			1	疎隔句
	1			密隔句
	1	1	1	平隔句
		1	1	雜隔句
				その他
1				三句
	1			長偶
6	6	6	7	対句種類

⑦	②	③⑩	②⑨	②④	⑬	⑪	⑨	⑧	⑥	⑤	③①	②⑦	②①	①	後文	②⑥	②③
	2						3				2	1	4	3		2	3
								1							1		2
		5	1	3	1	1	2	3	1	1	4	3		1		1	
4	1	7	4	3	2	5	6	4	2	7	3	4		5	3	3	
													1				1
						1						1					1
1					1	1		2					1		3	1	
	1	1	1	1	2		1		1			1	1	1	1	1	1
1		1	1	4					1	1	1		1	2	2	1	1
										1	1				1		
3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	6	6	6

鎌倉時代語研究

計	④	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
42						3	1		5	2	
5											
44		1	3	1			2	4		2	
126	8	4	6	5	5	5	2	8	2	4	
4				1							
6											
1											
12											
22					1			1	2		
20					1	1					
6									3		
1											
2								1			
	1	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
									3 その他 2		

○当句対(四二例)

・吏富國貧(第二条)

○単句対(一七五例)

長句(二二六例)

・昔作何罪報

・通夜終日(第二十六条)

・或國吏令得蚕養而不登年穀

真福寺本「尾張國解文」の対句表現について

今會此國宰(五字)(第二十六條)

或國宰合登年穀以而不宜蚕養(十二字)(第六條)

一三一例中二三例は、字数が異なる場合である。<sup>(12)</sup>

緊句(四四例)

・朝撃簡來

・費國之吏

夕懷愁還(第二十六條)

煩民之謀(第十七條)

壯句(二例)

・或寒月

・不隔月

或農時

無欠句(共に第二十三條)

○隔句对(六一例)

平隔句(二三例)

・爲政之道 猶若煮魚

・窓内藏形 常稱在京

一優民之心 豈盍馴鳩(第三條)

門外立札 頻号物忘(忌)(第二十六條)

雜隔句(二〇例)

・爲政之日 廳頭不挺首

・攘灾招福 懸於佛法之威驗

致愁之時朝 館後猶秘身(第二十六條)

護國利民 緣於賢哲之祈禱(哲)(第二十五條)

密隔句(一二例)

・專營京洛之世途 無優黎元之愁苦

・亂入一二家之間 致騷動二十所

忝有國宰之階 猶不異夷狄讎敵(第二十六條)

濟進一兩種之日 取費於二三倍(第八條)

重隔句(六例)

・僅訴理非之人 忽与刑罰

强差賄賂之時 偷致阿容 (第十四条)

輕隔句 (四例)

・部内窮民 悅任限之早往

府邊雜人 悠秩滿之晚來 (第二十一条)

疎隔句 (一例)

・講讀師 是練行坐禪之人

衆僧尼 則彼御願勤修之侶

その他 (六例)

・至如奉公顧私 未無過於斯

牧幸莅境問風 猶莫尚於分優顯 (第十五条)

○三句对 (一例)

・自馬不下

不著于座

乍騎於馬 (第十四条)

○長偶对 (二例)

・爲人之父者 不明父子之義以教其子 則子不知爲之道以事其父

爲國之吏者 不竭國吏之職以治其國 則國不知爲國之理以不肯其吏 (第十条)

・六年六夏之間 持鉢底空

三寶三衣之資 補綴永絶 (第二十五条)

・擔夫痛踵 泥都鄙之中間

肩馱抽肩 蹇遼遠之路頭 (第二十二条)

・諸國受領 任國<sup>殘イ</sup>殄滅

五位六位有官散位 新寶率來 (第三十一条)

・自郡司之手 号郷分之絹 所取絹 一郷五六疋 但一郡所在六七郷 漸計其所得 動以及四五十疋  
自田堵五六人之手 所責取絹 三四疋也 又一二疋也 一郷所注田堵僅四五人也 各計所輸 數及百疋也(第十六条)

以上の例は、「尾張国解文」に用いられている対句表現の種類とその用例数及び用例の一部である。

此の如く、本解文においては、計十二種類(隔句対の中の「その他」は今も含めない)もの対句表現が用いられている。この十二種類という数値は、後に述べる平安時代の他の解文群のそれと比較するならば、極めて多い数値と言えるのである。つまり、平安時代の解文群の中では、これほど多種の対句表現を用いているものは他に見られないのである。では、多種の対句表現が用いられた理由は何であろうか。

その理由は、未だ明確にし得ていない。しかし、相像し得ることの一つとして、単調で冗長な文章を回避する為の工夫ではないか、ということがある。本解文の目的は、太政官を動かして国司改任を認めさせることにあるのであるから、その文章の長さ故に途中で放擲されては困ることになる。よって、文章の単調さや冗長さを回避し、その長さを意識させぬようにする工夫の一つとして、多種の対句表現で文章にリズムの変化をつけようとしたのではなからうか。この事は、各条内における対句表現の種類数の調査からも伺うことができるように思う。

表2より、各条内の対句表現の種類数を求めると、七種類が一条(25)、六種類が六条(3⑩⑭⑳後)、五種類が四条(①⑳㉑㉒)、四種類が九条(⑤⑥⑧⑨⑪⑬⑲⑳㉑)、三種類が九条(②⑦⑫⑮⑯㉒㉓)、二種類が二条(⑱㉔)、一種類が一条(④)となる。平均すると、一条あたりに用いられた対句表現の種類数は、四・一種類、ほぼ四種類ということになる。この内訳を調査してみると、単句対、隔句対ともに一・八種類、当句対〇・五種類、三句対、長偶対がそれぞれ〇・〇三、〇・〇六種類となっている。よって、一条あたり、単句対、隔句対においては、ともに、少なくとも一種類、又は二種類の表現が用いられていることになる。

この結果は、既ち、一条内でも単調な文章にならぬよう工夫がなされていたことを伺わせるものである。

### 三、平安時代の他の解文における対句表現の割合

ここでは、「尾張国解文」に認められた対句表現の割合並びにその種類数を、平安時代の解文群のそれと比較することにより、解文群の中における本解文の性格、即ち対句使用の点から見た本解文の性格を明らかにしておきたい。

一口に平安時代の解文と言ってもその数は龐大である。よって、『平安遺文』第一巻から第十一巻に収められた解文を対象として、検討することにする。又、この解文の中で、「尾張国解文」と同じく裁許申請を内容とする解文で、現在までに調査し得た三百二十二件について検討する。

三百二十二件の解文のうち、対句表現が認められたものは一四八件であり、これは解文群の四六%にあたる。この一四八件の中で対句表現の割合が最も高い解文は、「高野山沙門覺鏝解寫」(文書番号二二二四)。(この番号は平安遺文の文書番号である。以下、番号のみを記す。)であり、文書全体の七八・〇%が対句表現で成っている。少々長くなるが、ここに全文を掲げる。対句部分には傍線を付し、一句の切れ目には斜線を入れる。隔句対の場合は、上句と下句との間に斜線点線を入れる。

高野山沙門覺鏝解 申請 御室政所裁事

請殊被申下 院宣、任<sub>二</sub>國判<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>紀伊國賀那郡石手村<sub>一</sub>永爲<sub>二</sub>傳法院庄領<sub>一</sub>、充<sub>二</sub>其地利於每年傳法<sub>一</sub>會供料、如<sub>レ</sub>本勤修奉<sub>レ</sub>祈<sub>二</sub>太上法皇<sub>一</sub>狀

副<sub>二</sub>大進國司廳宣<sub>一</sub>一通立券實檢帳領主寄文等各一通

右件<sub>二</sub>會者<sub>一</sub>、崇<sub>二</sub>重祕密之智海<sub>一</sub>、鎮<sub>二</sub>護國家之法城<sub>一</sub>也、夫以、善根非<sub>一</sub>、弘法之功德殊勝、經論惟多、眞言之教理最上、是以高祖法身、大日覺王、勅尺迦如來布演之、命金剛サタ流傳之、八大祖師、忘<sub>レ</sub>身弘道、累代聖主、稽首歸

真福寺本「尾張国解文」の対句表現について

法／靈驗遍于天下／利益滿于城中／此教甚深／弘必擇處／其處何有／當山是也／大師從大唐赴本郷之日／祈請曰／我所傳學／祕密聖教／若有流布相應之地／早到可點之／即向日本國／投三三三站之處／遙入雲中／來此山／又記云／前佛之遊處、伽藍之舊基也、所以明神讓居、成外護之靈社／大師結界、開內證之祕藏／遍照法燈、郎挑于此峯／龍猛龍智教海、深湛于斯地／傳燈已畢、瀉瓶又滿、入法界定／期慈尊時、實慧僧都、眞然僧正、承大師之素懷、運遺弟之丹懇、勤修二季傳法會、練治兩部最上乘、華夏因之靜謐、貴賤爲之泰平、寧非修練之力、便是護持之功也、佛法中興、去此何之、而年代漸久、會儀已廢、情思其理、只齋儲之所也、春領薇老之後、蔬澆虛而送日、秋林葉落之時、蘿衲破而畏霜、自非權化之人、何離衣鉢資、故大師言、人非懸瓠、孔丘格言、皆依食住、尺尊所談、然則欲弘其道、必須飯其人、若有意益國利人志求、出迷證覺者、同捨涓塵、相濟此願、生々世々、同駕佛乘、利群生、爰覺錢多年之間、寸心竊念、爭儲二會之齋、將弘三密之香、貧力難及、祈願无懈、

然間、地主寄所領、國司加免判、打四至傍示、立券庄領畢、知是諸佛之護念、大師之冥感也、雖然浪人田民、稱非勅免、各以猶豫、伏惟禪定仙院、忝崇當山、天下海內、靡然嚮風、其歸依之誠、屢廻仙蹕、其興紹之善、應超他山、今仰廣大之恩、欲弘鑽仰之道、願爲萬代之恒規、遙期三會之說法、方今禪定大王、密家之棟梁、祕藏之樞鍵、感賢性於至孝、鎮祈上皇之遐齡、受聖心於弘道、專協大師之玄訓、爲延法皇瑤圖於千秋、益續教王惠命於億載、修復舊跡、今正是時、望請殊被、申下院宣、任國判旨、以件村永爲傳法院庄領、將興隆一會之勝躅、彌奉祈萬歲之仙算、仍注事狀、以解

大治四年（一一二九）二月三日 高野山沙彌覺錢

（訓点は省略し、返点は便宜上私に付した。）

此の如く、文章の殆どが対句表現で占められているのである。

この他、「尾張国解文」の五九・〇％を超える例としては、次の三件が存する。

興福寺衆僧申状案（保元三年十一月）〈二九五八〉 ……六一・五％

金剛峯寺供僧等解案（永暦元年六月廿五日）〈三〇九八〉 ……六五・二％

紀伊國大傳法院僧徒解案（仁安三年三月）〈四八五八〉 ……六二・一％

しかしながら、解文一件あたりの対句表現の割合は、平均すると二〇％足らずにしかならない。<sup>(13)</sup> よって、「尾張国解文」の如く対句表現が文章の六〇％を超える割合を占めるといふことは、極めて例の少ないことであり、注目されるのである。

#### 四、平安時代の他の解文における対句表現の種類

さて、「尾張国解文」には計十一種類の対句が用いられていたが、平安時代の他の解文では何種類の対句が見られるであろうか。

対句表現が認められた一四八件の解文を調査した結果、「尾張国解文」の十一種類を上回るものは得られなかった。表3は、対句の種類数毎の解文の件数と割合を示したものである。

表3

種類数	件数	割合(%)
1	86	58.1
2	28	18.9
3	19	12.8
4	6	4.1
5	4	2.7
6	3	2.0
7	2	1.4
計	148	100

表3よりわかることは、対句の種類は一種類のものが最も多く、五八・一%を占めており、半数以上の解文が一種類の対句しか使用していないことである。一種類の内容は、ほぼ長句であり、次いで緊句、当句対と続く。又、「尾張国解文」に用いられている対句表現の種類約三分の一にあたる四種類までの件数は、計一三三件、全体の九三・九%をも占めているのである。最多種類のものでも七種類に止まり、これは纔か一・四%にしかすぎない。

これらの事実から、「尾張国解文」の対句表現に十一種類のものを用いられているということは、平安時代の解文群の中でも極めて特異なことであり、対句表現の割合の高さに加えて、この点からも本解文は注目に値するものだと考えよう。そして、この事は、先にも述べた本解文の作成者の文章作成時の工夫(文章の単調さを回避する工夫)の反映であると同時に、作成者の並々ならぬ対句表現の力量を伺わせるものであると考えられよう。

ここで、七種類の対句表現を有する例として、先に掲げた「高野山沙門覺鑊解寫」をとりあげ、対句表現の例を示しておく。この解文には、当句対・単句文(緊句・長句)・隔句対(輕隔句・密隔句・平隔句・雜隔句)が見られる。

○当句対(二例)

・ 遍明遍照法燈

・ 龍猛龍智教海

○単句対

緊句(二一例)

・ 傳燈已畢

・ 瀉瓶又滿

・ 年代漸久

・ 會儀已廢

長句(二八例)

・ 崇重秘密之智海

・ 為延 法皇瑤圖於千秋

鎮護國家之法城（七字） 蓋續教王惠命於億載（九字）

○隔句对

平隔句（四例）

- ・八大祖師 忘身弘道
- ・故大師言 人非懸瓠
- 累代聖主 稽首歸法
- 孔子格言 皆依食住

密隔句（三例）

- ・春嶺薇老之後 蔬浪虛而送日
- ・感賢性於至孝 鎮祈 上皇之遐齡
- 秋林葉落之時 蘿衲破而畏霜
- 受聖心於弘道 專協大師之玄訓

雜隔句（二例）

- ・善根非一 弘法之功德殊勝
- ・其歸依之誠 屢廻仙躡
- 經論惟多 眞言之教理最上
- 其興紹之善 應超他山

輕隔句（一例）

- ・明神讓居 成外護之靈社
- 大師結界 開內證之秘藏

その他、五種以上の对句表現が見られる解文名とその種類は次の通りである。

〈五種類〉

紀伊國金剛峯寺解案（一〇〇七年）〈四四六〉

- ・当句对（1）单句对 長句（4）緊句（3）
  - ・隔句对 平隔句（3）密隔句（2）
- 東大寺所司解（一一二九年）〈四六九三〉

真福寺本「尾張国解文」の对句表現について

・ 単句対 長句 (5) 壯句 (2) 緊句 (2)      ・ 隔句対 密隔句 (4) 平隔句 (1)  
 金剛峯寺供僧等解案 (一一六〇年) 〈三〇九八〉

・ 単句対 (1)      ・ 単句対 長句 (10)      ・ 隔句対 密隔句 (1) 平隔句 (1) 雜隔句 (1)

高野山僧鏡尋解 (一一八二年) 〈四〇五三〉

・ 単句対 (1)      ・ 単句対 長句 (4) 壯句 (1) 緊句 (1)      ・ 隔句対 雜隔句 (1)

〈六種類〉

興福寺衆僧等申狀 (一一五八年) 〈二九三七〉

・ 単句対 (1)      ・ 単句対 長句 (13) 緊句 (4)      ・ 隔句対 密隔句 (3) 平隔句 (1) 雜隔句 (1)

紀伊國大傳法院僧徒解案 (一一六八年) 〈四八五七〉

・ 単句対 (1)      ・ 単句対 長句 (10) 緊句 (4) 壯句 (2)      ・ 隔句対 密隔句 (1) 雜隔句 (1)

〈七種類〉

紀伊國大傳法院衆徒解案 (一一七九年) 〈三八三七〉

・ 単句対 (1)      ・ 単句対 長句 (18) 緊句 (7)      ・ 隔句対 密隔句 (3) 雜隔句 (2) 平隔句 (1)      ・ 三

句対 (2)

五、「尾張解文」における対句表現と文章構成との関連について

最後に、これまで検討して来た「尾張国解文」の対句表現と、かつて検討した文章構成との関連について考えてみた。<sup>14)</sup>

「尾張国解文」の各条の文章構成は、四段落構成が基本であり、その四段落とは、

I、従来の方法

II、「I」に背く事実（国司の非道・横暴な振舞）

III、「II」の結果もたらされた悲惨な状況

IV、「I」～「III」により判断された筆者の意見

であった。

そこで、ここでは、この文章構成と多用される対句表現との間にいかなる関連が存するか、即ち、四段落のうちでは対句表現が多用されるのは何段落であり、そこには何種類の対句表現が見られるのか、そしてそれには然るべき理由が存するののか、ということについて述べることにする。

まず、全三二条を通してIからIVの各段落に対句表現が認められる割合を求めた。その結果をまとめたのが表4である。

表4

段 落	各 段 落 を 有 す る 条 数	対 句 表 現 の み ら れ る 条 数	%
I	28	19	67.9
II	32	29	90.6
III	27	26	96.2
IV	22	12	54.5

これによると、I段落を有する条数は三二条中二八条であり、そのうち対句表現の見られる条数は、一九条である。よって、I段落を有する条の六七・九%が対句表現を用いていることになる。II段落以降でのその割合は、II段落が九〇・六%、III段落が九六・二%、IV段落が五四・五%となる。よって、段落別での対句表現を有する割合が高いのは、II段落とIII段落、特にIII段落であることがわかる。但し、ここでは、各段落内の対句表現の有無が問題であるので、各段落の文章量は関係しない。

そこで、次に、各段落内の文書量(総句数)に対する対句表現(対句構成句数)の割合を見、この点においても、III段落においては対句表現が多用されることを確認したい。

表5は、各条毎に各段落内の総句数と対句構成句数をまとめたものである。

表5

$\frac{B}{A} \times 100$ (%)	B	A	
57.9	128 (6)	221	I
62.3	325 (8)	522	II
75.5	182 (17)	241	III
64.9	48 (4)	74	IV

表中のA、Bは、それぞれ総句数、対句構成句数を表し、( )内の数字は、当句対の数を示している。(I~IV段落内の句数並びに対句構成句数の合計は、表1で示した各条における総句数並びに対句構成総句数の合計とは一致しない。なぜならば、IV

段落には「望請」以下の部分は含めていないからである。）

表5より、各段落内での対句構成句数の割合も、やはりⅢ段落が最も多く、総句数の七五・五%を占めることが判明した。

先に見た如く、Ⅲ段落に対句表現が存する割合は四段落の中で最も高く、かつ又、文章中に対句表現の占める割合も、Ⅲ段落が最も高いのである。

では、その理由は如何なる所に存するのであろうか。

その理由は、二つの点から考え得るように思う。一つは、Ⅲ段落の内容からであり、今一つは、本解文の目的からである。

Ⅲ段落は、Ⅰ（従来の方法）に背いたⅡ（国司の非道・横暴な振舞）の結果もたらされた農民の悲惨な状況描写を内容としていた。そして、本解文は、太政官を動かして国司改任を認めさせることを目的としていた。この二点を併せ考えると、太政官に改任要求の理由を納得させる為に、農民の悲惨な状況を強く印象づける方法として対句表現の多用がなされたのではないかと思われるのである。

### 結びにかえて

以上、本稿で述べてきたことをまとめると次の如くなる。

一、「尾張国解文」の対句表現の割合は、六一・〇%であり、この数値は、平安時代の他の解文のそれと比較すると、かなり高い数値だと言える。

二、又、本解文の対句表現の種類も、一一種類と多く、他の解文群中での最高が七種類であったことを考えると、極めて特異なケースと言えるよう。そして、その理由の一つとして作成者が、単調・冗長な文章を回避するための工夫

ではないかということが想像される。

三、本解文における対句表現の割合を文章構成との関連から見ると、Ⅲ段落(国司の非道・横暴による農民の悲惨な状況)で対句表現の割合が高い。これは、国司改任の要求を認めさせるため、農民の悲惨な状況をより強く印象づけることを狙った結果ではないか、と思われる。

本稿では、「尾張国解文」の対句の形式的分類や、その割合についての検討に終始したが、今後引き続き対句の内容にも視点を移し、本解文の対句表現の性格を明らかにして行かねばならない。

又、今後の問題点並びに課題として、次の四点が考えられる。

一、まず、平安時代の他の解文群に見られる文章構成と、対句表現との関連については、今回言及しなかったので、改めて検討して報告したい。

二、次に、解文群の資料を拡大し、かつ対句表現の割合の正確な調査をする必要がある。

三、平安時代の解文群の中で、対句表現が多用されているのは寺社関係のものであった。殊に、対句表現の種類が豊富であったものには、僧覺鑊を始めとして高野山関係者の手に成るものが多かった。よって、解文差出人の位相差と対句表現の割合並びに種類の多少との関係も明らかにする必要がある。

四、そして、更には、解文に用いられる対句表現の割合が、時代とともに変化するか否かということについても通時的に調査しなければならないであろう。

## 注

(1) 「歴史教育」第五卷第六号、昭和三十二年。六一頁。

(2) 「尾張国解文の研究」(日本史学研究双書2) 昭和五十五年。二三八頁。

- (3) 拙稿「平安時代における解文の文章構成について——『尾張国解文』を中心として——」（『国文学攷』昭和六十二年）。
- (4) 山本真吾「平安時代の表白文に於ける対句表現の句法の変遷について」（『国語学』一四九）昭和六十二年。
- (5) 古田敬一「中国文学における対句と対句論」（『風間書房』昭和五十七年。五頁の内容を私にまとめた）。
- (6) 『新編一宮市史』（昭和四十五年）の「尾張国解文」の本文収載箇所には、早稲田大学蔵本、史料編纂所本、真福寺本、内閣文庫蔵本（和学講談所旧蔵本・天保三年書写本）の諸本の対校がなされている。今回はこれを参考としたが、今後、他の写本との対校も当然行わねばならない。
- (7) 『作文大躰』（観智院本）の筆大躰には「石山奏状」が例文として掲げられており、参考になる。
- (8) 例えば、「①鯉寡孤獨、②半死半生、③蓬叟孀媪、④若存若亡」（第十条）は、①と③、②と④が対偶をなす隔句対であり、しかも②並びに③は、一句の中でも「半死」と「半生」、「若存」と「若亡」が対偶を構成する当句対であるため、対句構成句数は、（四句）十（二句）の延べ六句となる。
- (9) 注4論文。二頁。
- (10) 注5論文。
- (11) 注4論文。山本真吾氏は、雑隔句の説明（下旬四字上句六字が雑隔句に含まれるという点）が重隔句の説明と重なるため、この場合は重隔句に分類するとされている（一二頁、注11）。本稿も氏の方法に従うことにする。
- (12) 字数の異なる例を掲げる。「所春得米束別三四合 所填米全五升法也」（第十七条）この例は、九字と六字の句（傍線部）が対になっている。
- (13) 『平安遺文』所収の解文については、句数調査の際に本書の読点に従う所が多かった。本書の読点には問題も多く、今後改めて調査し直す必要を感じている。よって、今回は、具体的数値を出すことは控えた。
- (14) 拙稿、注3論文。
- (15) 現在までの調査で気づかれる点は、寺社関係者の手に成る解文は、その他の解文に比して1段落の文章量が多く、対句表現も多用されていることである。ここでは、寺社の由来や、そのすばらしさ等を長々と述べている。よって、段落別に見た文章量や対句表現の割合の差にも、差出人の位相が関係しているか否かについて、説明する必要がある。

〔付記〕本稿は、第十三回鎌倉時代語夏期研究集会での口頭発表を基に纏めたものであります。席上、山本秀人氏より御意見を賜り、又、本稿を成すに当たっては、山本真吾氏より御助言頂き、小林芳規先生に御指導頂きました。ここに記して深く御礼申し上げます。